

社会福祉法人阿南市社会福祉協議会役員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会委員
- (4) その他会長が特に必要と認めた者

(報酬額)

第3条 役員等の報酬は、次の表に定めるとおりとする。

役職名	月 額
会長	250,000円

2 前項の報酬は阿南市の再任用職員の給与基準に準ずる額とする。

3 第1項の報酬は、毎月21日に支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等（会長たる理事及び阿南市の職員たる役員等を除く。）による本会の会議等への出席1回当たりの費用弁償の額は、次の表に定めるとおりとする。

役職名等	費用弁償の額
(1) 理事及び評議員	1,000円
(2) 監事（次号以外の者）	1,000円
(3) 監事（税理士たる者）	5,000円
(4) 各種委員会委員	1,000円

(5) その他会長が特に必要と認めた者

1, 000円

2 役員等がその固有の職務のため出張したときは、社会福祉法人阿南市社会福祉協議会役職員旅費規程（令和2年1月8日施行）に基づき、旅費を支給する。

3 その他役員等がその固有の職務の遂行に当たって負担した費用については、その請求のあったときは、遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては、その請求によりあらかじめこれを支払うものとする。

（費用弁償の支給方法）

第5条 前条各項の規定による費用弁償は、役員等が会議等に出席し、出張し、又は費用を負担する都度、現金により支給するものとする。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬、費用弁償等に関し必要な事項は、本会の理事会の議決を経て定める。

附 則

1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

2 社会福祉法人阿南市社会福祉協議会費用弁償規程（平成12年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年1月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。